

## 募集 同和問題市民連続講座の受講生

📍**申・問** 人権センター(野村三、☎563-1765、📠563-7070)

第1講座：6月1日(金) 13:30~15:20	
テーマ	身近な"あたりまえ"から考える 自分ごととしてとらえる人権
講師	栗本敦子さん
第2講座：6月12日(火) 13:30~15:20	
テーマ	部落問題と向き合う私たち
講師	石井眞澄さん、石井千晶さん

第3講座：6月21日(木) 19:00~20:50	
テーマ	ずっと笑顔でいたいから
講師	今村力さん
第4講座：6月28日(木) 13:30~15:20	
テーマ	部落問題と向き合う若者たち
講師	内田龍史さん

📍人権センター 🎯原則、全て受講できる人 ※1回のみ受講も可  
 📄各90人程度(先着順) 🗂️手話通訳・託児あり(予約要) 📧5月25日(金)まで

## 国民年金「5年の後納制度」をご存知ですか？

📍**問** 保険年金課(1階、☎561-2367、📠561-2480)  
 日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課  
 (西沢川一、☎567-2220、📠562-9638)

納め忘れた国民年金保険料は、2年を過ぎると時効で納付できなくなりますが、特例で9月30日(日)までは、過去5年以内の保険料が納付でき、将来受け取る年金額を増やせます。詳しくは、国民年金機構ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)へお問い合わせください。

## 工業統計調査にご協力を

📍**問** 企画調整課(7階、☎561-2320、📠561-2489)

製造業の事業所を対象に、「工業統計調査」を行います。5~6月に、調査員が事業所を訪問して、6月1日時点の状況を調査します。

調査票の内容は、統計法の規定に基づいて秘密は厳守され、統計作成の目的以外には使用しないので正確に記入してください。皆様のご協力をお願いします。

## 身体障害者などの軽自動車税の減免

📍**申・問** 税務課(1階8番窓口、☎561-2308、📠561-2479)

一定の障害のある人が、所有したり、利用できる構造にしたりしている軽自動車の軽自動車税は、減免が受けられます。詳しくは、お問い合わせください。

**必要書類**・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ

- ・運転免許証
- ・平成30年度軽自動車税納税通知書
- ・自動車検査証
- ・印鑑

🗂️・前年度に減免の決定を受けた人は、4月上旬に送付した「減免を受けた軽自動車等にかかる現況報告書」を返送してください(内容などに変更がある場合は、必要書類を持って、窓口で手続きしてください)

- ・減免を受けられる自動車などは、県税事務所所管の普通自動車を含み、障害者1人につき1台です
- ・障害の等級により、減免が受けられない場合があります

📧5月31日(木)まで

## 意見公募

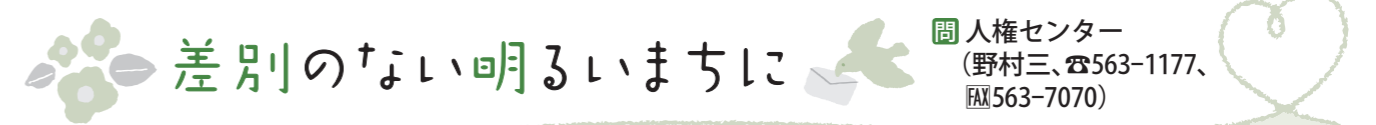
### 皆様のご意見をお待ちしています

📍**提出・問** 5月21日(月)~6月20日(水)[消印有効]に、公園緑地課(5階、☎561-2393、📠561-2487、✉koen@city.kusatsu.lg.jp)

### 第2次草津市みどりの基本計画(改定版)(案)

みどりの基本計画とは、市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための計画です。都市緑地法等の改正に応えるとともに、第5次草津市総合計画(第3期基本計画)の「ガーデンシティの推進」の内容を追加し改定しました。

この案は、担当課や情報公開室、図書館、南草津図書館、市ホームページなどで見ることができます※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には直接回答しません



## 差別のない明るいまちに

### 平成29年度の人権相談の概要をお知らせします

人権センターでは、平成14年開設時から今日まで、市民一人一人の人権が尊重される社会を実現するために、人権擁護を重要な柱として、弁護士や人権擁護委員、常設相談員による「人権に関する悩み相談」を行っています。

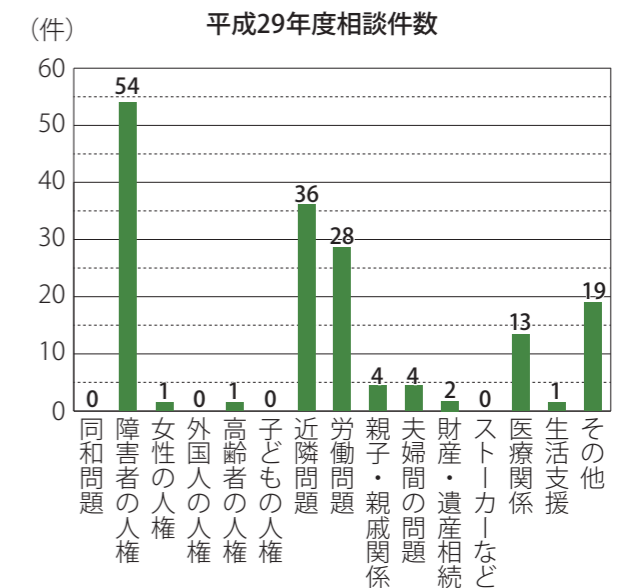
#### 昨年度の人権相談の特徴

相談件数は、163件でした。相談別にみると、「障害者の人権」や「近隣問題」、「労働問題」、「医療関係」に関する相談が多数ありました。

昨年度の特徴は、「障害者の人権」に関する相談が、前年度に比べ1.6倍に増加していることです。その主なものは、障害を理由とする職場での悩みや就労相談です。

4月から、障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業では、雇用率が2.2%となりました。これは、従業員45人以上を雇用している企業に対して適用されます。

そして、障害者雇用の促進と同時に、障害のある人が、職場で働きやすい環境をつくるように心掛けることが大切です。



人権を侵害されたと感じたときは、できるだけ早く家族や知人、あるいは人権擁護委員や専門機関に相談してください。

また、身近な人が悩みを抱えていると感じたときにも、相談機関の利用を勧めてください。

一人で悩まず、相談しましょう。

## 5月の相談日

秘密は厳守します。安心して相談してください。相談日以外にも、開所日に職員が相談に応じます。

人権センター(野村三、☎563-1660、📠563-7070)

- 人権相談
- 【人権擁護委員】🕒7日、14日、21日、28日の月曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
- 【弁護士】🕒24日(木) 13:30~16:30[予約制]

市民相談室(1階、☎561-2329、📠561-2334※平日9:00~16:30)

- 法律(弁護士)市民相談
- 🕒17日(木) 13:30~16:30[予約制、受付7日(月)~11日(金)、直接窓口9:00~16:30]
- 📄6人(先着順)
- 行政相談(国の事務に関する困りごと相談)
- 【行政相談委員】🕒7日(月)、17日(木) 9:30~12:00
- 行政書士相談(相続・遺言・成年後見)
- 🕒22日(火) 13:30~16:00[予約制、受付7日(月)~前日]
- 📄5人(先着順)

あなたの相談室(☎566-5454※平日9:15~18:00)

- 弁護士相談(くらしに関する法律相談)
- 🕒12日(土)、26日(土) 9:30~12:30[予約制]、1日(火)、15日(火) 15:00~19:00[予約制]
- 📍ふれあい&ギャラリーショップ(大路一)※変更の場合あり

県司法書士会(☎527-5545※平日9:00~17:00)

- 司法書士相談(登記・相続・遺言・借金整理・自己破産・成年後見・離婚・境界)
- 🕒2日、9日、16日、23日、30日の水曜日 13:30~16:30[予約制]、19日(土) 9:30~12:30[予約制]
- 📍ふれあい&ギャラリーショップ(大路一)

少年センター(大路二、☎562-0594、📠567-0557)

- 少年相談
- 🕒平日 9:30~16:00[予約制]

日本年金機構 草津年金事務所(西沢川一、☎567-1311、📠562-9638)

- 年金相談
- 🕒平日 8:30~17:15(月曜日は19:00まで)
- 12日(土) 9:30~16:00[予約制、☎567-1383]